第二十六条第二項第二号中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）」を削り、同項第四号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を削る。

第二十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人の締結していた同号に規定する共済契約につき解除があつた後同号に規定する共済契約を締結した当該個人がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間に当該共済契約について支出する同号に掲げる掛金については、適用しない。

第二十八条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項ただし書中「次項において「権利行使価額」という。）」を「次項第三号において「権利行使価額」という。）（当該特定新株予約権に係る付与決議の日において、当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満のものである場合には当該権利行使価額を二で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。以下この項（第三号を除く。）及び次項第三号において同じ。）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　当該新株予約権の行使により取得をする株式につき、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるもの（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下この条において「管理等信託」という。）に関する取決め（当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所（第四項において「営業所等」という。）に保管の委託若しくは管理等信託がされること。

ロ　当該行使に係る株式会社と当該契約により当該新株予約権を与えられた者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。ロにおいて同じ。）の管理に関する取決め（当該管理に係る契約が権利者の別に締結されるものであること、当該株式会社が、新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式につき帳簿を備え、権利者の別に、当該株式の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することによつて、当該株式を当該株式と同一銘柄の他の株式と区分して管理をすることその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社により管理がされること。

第二十九条の二第二項第一号中「提出した」を「提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。）をした」に改め、同項第二号中「提出した」を「提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。）をした」に改め、同項第三号中「提出した」を「提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。次号において同じ。）をした」に改め、同項第四号中「書面」の下に「（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を含む。）」を加え、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同条第三項中「書面の」の下に「同項第一号から第三号までに規定する」を、「これらの書面」の下に「（電磁的方法により提供されたこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第四項中「もの（第一項第六号」を「もの（第一項第六号イ」に、「、又は」を「、若しくは」に、「ものに」を「もの又は同号ロに規定する取決めに従い同号ロに規定する株式会社（当該株式会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併により同項第六号ロに規定する管理に係る契約の移転を受けた当該合併に係る同条第十二号に規定する合併法人その他の財務省令で定める法人を含む。以下この項及び第七項において同じ。）により管理がされているものに」に改め、「又は遺贈（」の下に「公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）第二条第一項第一号に規定する公益信託の受託者に対するものであつてその信託財産とするためのもの及び」を加え、「を第一項第六号」を「を第一項第六号イ」に、「する場合」を「し、又は当該取締役等の特定株式を同号ロに規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式の管理をしていた同号ロに規定する株式会社により管理をさせる場合」に、「で第一項第六号」を「で、第一項第六号イ」に、「されているものを」を「され、又は同号ロに規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式の管理をしていた同号ロに規定する株式会社により管理がされているものを」に改め、同項第一号中「又は管理等信託」を「若しくは管理等信託又は第一項第六号ロに規定する株式会社による管理に係る契約」に、「第一項第六号」を「同号イ又はロ」に改め、同項第二号中「贈与（法人に対するもの」の下に「及び公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加え、「及び」を「並びに公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改め、同項第三号中「第一項第六号」を「第一項第六号イ又はロ」に改め、同条第七項中「第一項第六号」を「第一項第六号イ又はロ」に、「従い」を「従い」に、「つき」を「つき、」に、「、又は」を「、若しくは」に、「は、」を「又は管理をしている同号ロに規定する株式会社は、」に改め、「受入れ」の下に「若しくは取得」を加え、同条第九項中「受入れ」の下に「若しくは取得」を加える。

第三十条第二項第五号中「又は遺贈（」を「、遺贈（公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び」に改め、「限る。）」の下に「又は贈与（公益信託の受託者に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加える。

第三十条の二第一項中「令和六年」を「令和八年」に改める。

第三十三条第一項第七号中「入漁権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加える。

第三十三条の三第三項中「及び個人」を「並びに公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この項において「公益信託」という。）の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び個人」に改め、「贈与（法人に対するもの」の下に「及び公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）」を加え、「建築施設の部分（同法」を「建築施設の部分（都市再開発法」に改める。